

令和4年第17回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年9月2日（金）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和3年度歳入歳出決算について
② 令和4年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について
③ 令和4年第三回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について
④ 高校生等医療費助成事業の実施について
⑤ 「練馬こども園」の認定について
⑥ 令和4年度練馬子ども議会の開催結果について
⑦ その他

開 会 午後 1時30分
閉 会 午後 3時22分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司

同	学校施設課長	柴宮	深
同	保健給食課長	唐澤	貞信
同	教育指導課長	山本	浩司
同	副参事	風間	浩也
同	学校教育支援センター所長	小野	弥生
同	光が丘図書館長	山崎	直子
こども家庭部長		小暮	文夫
こども家庭部子育て支援課長		山根	由美子
同	こども施策企画課長	佐藤	重康
同	保育課長	清水	輝一
同	保育計画調整課長	吉川	圭一
同	青少年課長	石原	清年
同	子ども家庭支援センター所長	橋本	健太

教育長

ただいまから、令和4年第17回教育委員会定例会を開催する。
案件表に沿って進めさせていただきたく。
本日の案件は、陳情1件、協議2件、教育長報告7件である。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。
継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。
したがって、本日のところ、継続としたいと思うが、よろしいか。
それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。
継続審議中の協議案件2件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。
それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告
 - ① 令和3年度歳入歳出決算について

教育長

次に、教育長報告である。本日は、7件のご報告がある。
それでは、報告の①番について、説明をお願いする。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

資料1は、3ページまでが令和3年度の歳入歳出決算の内訳である。5ページ以降については、その中でみどりの風吹くまちビジョン等の重点施策として位置づけられたところを切り取り、主要事業成果報告として出させていただいたものである。いづれからでも結構であるので、ご意見ご質問等があればお願いする。
どうぞ、坂口委員。

坂口委員

全部を把握できたわけではないのだが、繰越明許費があった背景は、その年度内に、例えば教員用のタブレットなど理由があって購入できなかったものがあったため、年度が明けてから、その費用を繰越して使うという解釈でよろしいか。

教育総務課長

繰越明許費については、まず繰越しをすると翌年度限りの使用になる。こういったものが繰越明許費になるかについてだが、その事業の性質上、年度内に支出が終わらない見込みのもの、それから、予算成立後の事情に基づいて、年度内に支出が終わらない見込みになったものがある。議会の議決を得て、繰越明許費という形にする。

坂口委員

根拠のある繰越しであることは分かったが、学校の子供たちの授業、例えば修学旅行やスキー移動教室であるとかそういうものも繰越明許費にならないのか。

教育総務課長

先ほどの教員用タブレットの例でいうと、予算を組んだときには3年度中の配付を計画していたが、事業者のほうで半導体不足により仕入れができなかったため、翌年度に繰り越して、今年度、夏に配付した。修学旅行等の一般的な授業は単年度で予算を執行するのが原則で、予算は年度毎につくっていくものである。例えば修学旅行やスキー移動教室などができない場合に、学年が上がったときに行けるというものではないため、それは繰り越さないで不用額という形になる。

教育長

少し補足させていただくと、これは予算上のやり方だが、国も含めて官公庁の会計は1年単位で決着をつけなければならない。ただ、工事や物品の購入、補助金など1年だけでは決着がつかないものがある。工事は当然2年以上かかるようなものもあるし、それから今回は部品不足でタブレットパソコンが年度内に入れなかった。こども家庭費では給付金の申請期限が延長されたことにより、例えば3月31日に申請されても支出は翌年度の4月1日以降になってしまう。翌年度の予算で支払うというわけにはいかないため、あらかじめ繰越しを議決してもらい、前年度の予算で執行するという形を取っている。事業については、もし中止や延期になったときには、その年度の予算は使わないで残金として残し、改めて翌年度の予算として計上するというのが筋である。したがって、通常は工事等、1年で収束しないものを繰越明許費とする場合が多い。また、繰越明許費だけでなく、資料1の1ページの(1)の令和2年度に事繰がある。事故繰越しというのは、当初の計画からよんどころない事情により、繰越しをせざるを得なくなったものである。それから、もう1つ債務負担行為というのがあり、学校の改築等で既に3、4年はかかるといった場合に、1年目の予算はこれであるが、将来この契約をして工事を始めれば4年後も含めると40億

円ぐらいになるという場合もある。いずれにしても、予算は単年度であるが、単年度の例外として、取り扱われている。したがって、先ほどのスキー移動教室等については、一旦残しておいて翌年の予算計上をし直すというのが内容としては正しいやり方である。

坂口委員

理解できた。ありがとう。

教育長

ほかにないか。
仲山委員。

仲山委員

1ページの(1)区一般会計から見た教育関係費の割合についてだが、令和2年度の構成比がほかの年度に比べると極端に小さな値になっているが、これはどういった理由からか。

教育総務課長

推測ではあるが、区の中で様々な新型コロナウイルス感染症対策をしている課があり、そういったところは予算が増えている。一方、教育委員会では、対策をしてはいるが、事業の実施などは非常に制約をされている。修学旅行やスキー移動教室、海外派遣など完全にできなかった事業等が多くあったため、そういったことが区全体の予算の中での構成比を下げている理由ではないかと推測する。

教育長

令和2年度の区一般会計の歳出決算額は3,490億円と他の年度よりも多い。これは区民1人当たり10万円の給付をしたため、750億円の10万円の給付金が入っていることにより分母が増えてしまい、教育費の1,050億円というのはそれ程低くはないが、構成比を下げることに寄与したというのが実態である。

仲山委員

今の数字の部分は分かった。それと、令和2年度にタブレットを学生全員に配ったわけだが、かなりの予算がかかったかと思うが、令和元年度の教育関係費の歳出予算あるいは歳出決算と比べてさして変わらないのはどうしてか。

教育施策課長

児童生徒のタブレットは令和3年2月に配備が終わった。児童生徒のタブレットは5年間のリース契約を交わしたため、令和2年度の支出としては、2月、3月の2か月分、3年度から12か月分かかる。そのため、そのタブレットのリース料だけが突出して2年度の数字を押し上げる状況にはなっていないということである。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。
どうぞ、仲山委員。

仲山委員

細かいところの話であるが、9ページの4事業実績の(1)の②区立保育園の改築というところであるが、「上石神井第三保育園の改築工事は中断中」とあるが、これは再開のめどは立っているのか。

子育て支援課長

この都営住宅はいわゆる建物の第何号棟というのがたくさんあり、先に別の棟を取り壊して、そこに新しく建てた建物の中に保育園が入る。その新しい保育園ができたら今の保育園から移るということになっているのだが、保育園が入るはずの建物にお住まいの方が引っ越してくださらなかったため、解体工事の着手が遅れたという事情がある。現在は、お引っ越しいただいたため、これから新しく建てるほうに入るのだが、これは都営住宅であるので、あくまでも都議会のほうの進捗次第ということになる。今のところの東京都の予定としては、今年度中に工事に着手できたらと考えていると聞いている。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

3ページの真ん中の3中学校費の3教育振興費について、執行率がここだけ80.5%となっている。ほかのところは90%を超えているが、これは何か特徴的なことがあるのか。

学務課長

今、ご指摘いただいた項目の中には、いわゆる就学援助費を支払っている項目がある。昨年度については、当初の見込みの人数よりも認定者数が少なくなっていたこと、また就学援助費の中に修学旅行費の支援であるとか学校行事に付随した支援という

ものも含まれており、修学旅行の中止や減泊といったものに伴って支給額が少なくなっていたということが主な原因として挙げられるところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

13ページの4事業実績の(2)の①都との協議について、「初期対応機関の振り分けを令和3年8月から開始した。これにより、都区それぞれの役割に注力できるようになり、これまで以上に都と区の強みを活かした支援が行えるようになった」とあるが、もう少し具体的に説明していただくとどうということであるか。

子ども家庭支援センター所長

虐待の通告については、東京都の児童相談センターまたは子ども家庭支援センターいずれにも通告できる。ただ、東京都の児童相談センターに入ってくる相談の中には、例えば夜、お母さんがお子様をたたいてしまいそうというような電話があったときには、虐待の疑いがあるということで、これまでは注意指導という形で対応していた。ただ、こういった場合に、児童相談センターが伺うと、一生懸命子育てをしていたご家庭が、児童相談センターに子供を連れていかれるのではないかと、または自分が子育てをしていることを責められているのではないかとということで泣いてしまうような事案もあった。そういった取組については、この振り分けの中で、初期対応として子ども家庭支援センターがご家庭をお伺いし、お困りのことを寄り添いながらお話を伺って対応できるといったことが、この取組の中での成果として挙げられている。そういったものが都区それぞれの強みを活かした形で対応できるということになっている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

岡田委員。

岡田委員

21ページの(5)小中学校トイレの改修について、区内の小中学校の中で和式トイレはまだあるのか。それから車椅子の子供がもし入ってきたときの対応状況について、教えていただければと思う。

学校施設課長

小中学校のトイレに関しては、平成29年度にいわゆる系統と申した校舎の縦のラインの1系統目のほうは全て洋式化を完了しているところである。今、現在2系統目以降の改修であるので、まだ和式のものが残っている状況ではあるが、こちらのほうは洋式化の推進ということで、今後も積極的に進めていくところである。また、車椅子用のトイレであるが、まず改築をしている学校については既にだれでもトイレという形で車椅子の方が利用できるトイレの整備等を進めている。また、バリアフリーというところで、車椅子の方が入学する学校については、トイレの改修を進めているところである。

以上である。

教育長

ほかにないか。

どうぞ。

岡田委員

続けてで恐縮だが、25ページの4事業実績の(1)の①タブレットパソコンを活用した学習支援について、不登校の子供たちのタブレットの学習というのはやらなければいけないことかと思うが、この効果がどの程度あるものかを知りたい。この把握はすごく難しく、説明もなかなか厳しいかと思うが、ざっくりとしたお話で結構なので、把握されている中で教えていただければと思う。

それから、不登校の子供たちの心の問題への対応もとても大事かと思うが、それについても併せてお話しいただければと思う。

学校教育支援センター所長

タブレットの学習支援の状況についてだが、学習支援アプリを入れたことで、お子さんたちが家庭で勉強をしていたとしても進捗が図れるようになっている。ただ、お子さんによって、その利用頻度がかなり違っている。毎日のように使うお子さんもいれば、IDを渡したもののほとんど開かないというお子さんが中にいらっしゃるのので、適宜、指導員がそれを見ながら必要に応じてお話をしているという状況である。

また、心のケアについてだが、適応指導教室にはそれぞれ心理教育相談員がフリーマインドには5人、トライには7人ついている。個別の面談をしながら、子供に寄り添いつつ、支援をしているところである。また、コロナ禍ということもあり、いろいろ対人不安が強くなっているお子さんたちも増えているので、その辺りは手厚くケアするように心がけているところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにはないか。
坂口委員。

坂口委員

24ページ、25ページの中の支援が必要な子どもたちへの取組の充実の中に、ヤングケアラーや外国籍の子供たちの学習支援などが入ると伺った気がしたが、いかがか。

学校教育支援センター所長

ヤングケアラーについては、予算化されているものが実は令和4年度予算になっているため、取組としては予算のかからない中で昨年度進めてきたところはあるが、今回の決算の報告の中には載っていない状況である。

教育指導課長

外国籍児童・生徒については、22ページの2経費の執行状況の(1)の③帰国・外国籍児童生徒等指導経費の講師謝礼がある。これは具体的には日本語指導等の講師をつけて、子供たちへの指導に当たっているというところである。1人の子供に対して、1回2時間、年間で原則40回の指導を行っている状況である。
以上である。

教育長

中田委員。

中田委員

23ページの統括コーディネーターについて、学校支援コーディネーターとの違い等を教えていただけたらと思う。

教育振興部副参事

現在、全ての学校で学校支援コーディネーターを配置し、学校のニーズと地域人材のマッチングを担っているところである。令和2年度より、統括コーディネーターを区内で3名配置し、各コーディネーター間の要望や課題を聞き取って、調整する役割を担っているところである。
以上である。

教育長

よろしいか。
ほかにはないか。
中田委員。

中田委員

同じ23ページで、4事業実績の(2)学校安全対策の拡充について、小学校24校で実施をしているということであるが、小学校全校の内、半数を満たしていないが、これは今後、増やしていく方向があるのか。3事業の進捗状況の表では、実施だけになっていて、数が出ていないので教えていただけたらと思う。

教育総務課長

これについては、まず平成31年度に全校で実施をし、その後、小学校だけになるが、3グループに分けて毎年行っている。そのため、令和3年度の実施校については24校となっている。3年に1度回ってくるが、昨年度やったから今年度はできないということではなく、学校のほうからここは点検してほしいというご要望があれば、その学校も加えながらやっている状況である。

教育長

平成30年6月に大阪府北部地震があり、小学校の女子児童がブロック塀の下敷きになってお亡くなりになられたという不幸な事件があった。その後、区のほうで学校の通学路の安全点検等を行ったり、それからブロック塀、万年塀の点検も行ったところである。交通安全という観点だけでなく、今のようなことも加えて、全校で調査を実施した。そのときは一斉にやったが、ただいま教育総務課長が申し上げたとおり、それ以降については基本的に3分の1ずつ、3年に一遍というやり方をやらせていただいている。

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

25ページの適応指導教室の拡大というところで、光が丘第一分室でやっている事業であるが、ここに通学してくる子供たちはどういう交通手段で通学しているのか。

学校教育支援センター所長

区内に1か所しかないため、様々な交通機関を乗り継いで来るお子さんもいれば、近隣のため歩いて来るお子さんもいる。小学生については、保護者の方が送ってくるという子も多い。それぞれ安全にということで気を配りながらではあるが、やはり交通機関を使ってというお子さんが多くなっている。

以上である。

仲山委員

光が丘第一分室に通っている子供たちは、学校に通うのは難しいが、ここなら来られるという子供たちということでしょうか。

学校教育支援センター所長

委員のおっしゃるとおり、子供たちの様子を見ると、本当に適応指導教室に来て
いるときは元気で、普通に生活するお子さんが大変多い。適応指導教室は通えるが、
やはり学校には少し足が向かないというお子さんたちを今、支援している。
以上である。

教育長

中田委員。

中田委員

25ページの上石神井の居場所支援事業で、先ほど増設した居場所ぱれっとに
ついては、令和3年度の利用登録はゼロであったとのことだが、令和4年度の実績
はどうか。

学校教育支援センター所長

実は令和4年度の居場所ぱれっとの登録もゼロである。上石神井の居場所ぱれ
っとについては、適応指導教室のトライとフリーマインドと同じ建物に入ってい
る。ご利用についてはご希望を聞きながらであるが、今のところ、ご希望されるご
家庭がいらっしやらない状況である。

教育長

ほかにないか。
それでは、以上で報告の①を終了する。

② 令和4年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について

教育長

それでは、報告の②の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

今回は概要ということであるが、この後、詳細についての報告があるのか。

教育指導課長

教育委員会での報告については、今回のような形だと思っているが、別途必要な資

料等があればご提供させていただこうと思っている。

仲山委員

では、既に結果は出ているということか。

教育指導課長

全般の結果は出ている。

仲山委員

こういう調査をしたときに、よく分布が二極化しているというような報告が、個人個人の報告として出てくるが、そういう分布がどうなっているかということと、それから分布の経年変化があるのかということ、もしその辺が分かったら教えていただきたい。

教育指導課長

経年変化等についてであるが、まず正答率に関して申し上げますと、対象となる集団が異なること、それから問題そのものが異なることで、単純に比較はできないところだが、経年変化を見てみると、全国平均よりも東京都がやや高く、それよりも練馬区がやや高いという傾向は変わっていないところである。

それから分布に関してのご質問だが、新型コロナウイルスの影響で、学力がさらに二極化しているのではないかという心配の声もあり、私どもも注目して見ていた。標準偏差であるとか、特定の分布を令和元年度と令和4年度を比較してみたが、この調査結果の中でだが、明らかな変化については見取るところはできなかったといった状況である。

以上である。

仲山委員

もう一つ、学習意欲に関してはどうか。これも一部では近年学習意欲が低下してきているといった声も出ている。

教育指導課長

これも教科や講習によって若干異なるが、国語の学習、算数の学習、理科の学習は好きであるかといった質問をしているところである。小学校に関しては国語、算数、理科とやや低くなる傾向がある一方、中学校のほうでは国語も数学も理科も好きであるという割合がかなり高くなっているという傾向がある。この辺りはどういったところに理由があるのかは、今後、分析していきたいと思っている。

以上である。

教育長

ほかにはないか。

岡田委員。

岡田委員

調査対象の生徒たちはだいたい新型コロナウイルスの影響を受け、学校の授業も相当に大変だったと思うが、そういう中で練馬区の子供たちは全体の調査結果に比べて遜色ない成績が出てきたというのはすごいことだと受け止めた。

2つほど質問をさせていただきたい。

私は理科の教員なもので、理科のことをいろいろ調べたのだが、理科に関しては子供たちが観察や実験をする授業を行った頻度が、小学校の場合は平成30年度の調査と比べて15ポイント減少し、中学校では20ポイント減少している。実験や観察の数が非常に減ってきているという調査結果がある一方で、学習指導要領が変わってきた中で、子供たちが実験の計画を自分で立てるといったような指導が増加してきたという調査結果が出てきた。それで、私が少し心配しているのが、やっぱり理科の学習を語るには観察や実験というのはすごく大切なことだと思うが、この15ポイントや20ポイント減少しているということについて、何か取り組まなければいけないかとも思う。学校の子供たちや先生たちが非常に学習指導要領の趣旨を合理化してやっていくのであるという努力がうかがえる一方で、なかなか実験や観察ができないという、何かそういう受け止め方を私はしたのだが、そこら辺のお考えをお聞かせいただければと思う。

教育指導課長

委員ご指摘のとおり、理科の学習については、実験、観察を柱にそれを考察したり、または実験計画を立てたりという探求の過程をすごく大切にするというのが新学習指導要領の大きな趣旨であった。昨年度の実施状況についての回答が、小学校で15ポイント、中学校で20ポイント下がったというのは1週間に1回程度以上の実験や観察を行ったという回答の割合の減少率を示しているものである。この割合が下がっているという事実については、練馬区も同様である。これはあくまで教員の計画というよりも、昨年度は新型コロナウイルス感染症の予防の対策から、顔を突き合わせてというような実験、観察をすることは一定の時期に制限され、その期間が長かったことによる減少として捉えている。いずれにしても、実験、観察は非常に大切であるという教員の意識は恐らく変わっていない。実際に、子供たちの質問紙調査の中で、例えば理科の授業はよく分かるか、理科の勉強は好きか、大切であると思うかといった回答で、特に中学校においては、かなりの高い割合が示されているところであり、それはひとえに考察することや計画を立てるといったプロセスを大切にしたい授業計画によるものであると考えている。いずれにしても、実験計画については今後も丁寧に取り組む指導をしていきたいと思っている。

以上である。

岡田委員

今のご説明ですごく納得したが、なかなか学校の先生方が観察や実験の準備をす

るのはすごく大変かと思う。そこら辺の実験の準備や片づけなどを支援する人は、特に小学校ではいるのか。

教育指導課長

理科に特化した形で支援者がいるわけではないが、例えば理科専科という形で一部の小学校では理科の授業を受け持つ先生を決めて効率化または授業の質を高めたりするようなどころもある。また、支援に関しては、他の自治体で理科に特化した支援員をつけているところもあり、そういったことによって教員の業務の軽減や実験、観察の環境整備に役立てるといったところもあるが、一方、学校は理科も含めて様々な支援が必要であるというところであり、学校全体で何を一番のニーズとしているかというところも鑑みながら、支援の配置については今後、考えていく必要があると思っている。

教育長

中田委員。

中田委員

理科の先生の配置ということで、配置の基準はどういうところにあるのか。

教育指導課長

一定数の学級数を上回ると、専科教員を置くことができる。例えば音楽の教員、家庭科の教員、図工の教員など多くの学校で取り入れているところであるが、学校によっては家庭科ではなく、それを理科専科という形にして、代わりに家庭科の授業を担当の先生がやるということもある。学校によっては学年の中で、1組の先生が学年の理科を教えとか、2組の先生がその学年の体育を教えとかいった形で学年の中で教科担任制というような取組をしているところもある。

中田委員

娘の小学校に理科専科の先生がいらっしゃったので珍しいなと思っていた。夏の夜に先生ご自身が持っていらっしゃる望遠鏡で月を見るという機会があり、とてもいい経験ができた。配置の基準は、結局、校長先生などの判断によってされるということか。

教育指導課長

小学校の教科担任制については、今後、展開していくという国の方針があるが、現在ではそういった形での配置基準になっている。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

この学力調査結果の中で、子供たちのSNSや動画視聴の使用状況についての結果が出ていたので、それについて伺いたい。1日当たりのSNSや動画視聴を1時間以上行っていると回答した小学校の子供が50%、中学校の子供になると約75%、私の身近にいる子供たちになると、もう4時間とか5時間やっている子もいるのだが、最近本で指摘されているとおり、睡眠の障害や学力低下を招くという話も出ているわけだが、ここら辺の指導について、どうされているか教えていただければと思う。

教育指導課長

1日当たりのゲーム、パソコン、スマートフォンなどの使用時間と学力の相関が非常にはっきりと今回の調査でも表れているところである。例えば、1日当たりどのぐらいのテレビゲームをしているか、ゲームをしているかという質問に対して、全くしないといった子供たちの算数の正答率がおよそ80%。一方、4時間以上と答えた子供たちの正答率は56%。これはいろいろな生活習慣とか家庭環境とかというところにも影響してくるものかと思うが、非常に注目すべきデータではないかと思っている。要はゲームやSNSなどを適正な時間の利用にとどめておくということは非常に大切なことであり、区としても非常に力を入れているところである。昨年も少しご紹介させていただいたSNS練馬区ルール、学校ルール、家庭ルールといったものを各家庭、学校で定めて、例えば1日当たりのスマートフォン、SNSを使う時間を何時間までにするとといったようなことを家庭でしっかり決めてくださいという取組を全学校で行っているところである。これは特に年度当初に繰り返し学校に行うようお願いを徹底しているところである。

また、パソコンやゲームなどの利用と健康に関する関連については、保健体育などでも取り扱っているところであり、例えば中学校1年生の保健体育では、休養や睡眠等保健の関係などで、コンピューターの使用による健康への影響、睡眠の質などについて学ぶ機会があったり、小学校6年生の家庭科の学習の中で、自分の生活の時間を見直してみようというところでも取り扱っているところもある。

そういった取組を通して、子供たちへの適正な利用について、推進していきたいと考えている。

教育長

ほかにないか。

それでは、②の報告は以上とする。

- ③ 令和4年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ④ 高校生等医療費助成事業の実施について

教育長

それでは、報告③であるが、④とも関連する案件である。したがって、③と④の報告を一括説明、一括質疑とさせていただく。

では、説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、資料3、資料4の2点について、ご質疑があればお願いします。

坂口委員。

坂口委員

子ども医療費助成事業の対象年齢を高校生までにするというので、高校生はたしか学費に関しても全額補助になったと思うが、この医療費に関しても、そういう算出ができて、いよいよ子育てにかかる費用を公的なものでやろうというすごくいい行政の進め方であると思う。

教育長

高等学校の無償化については、大分前から始まっているが、毎月約1万円。当時は9,900円だったと記憶している。その際、結果的に私立学校はもちろん1万円の学費では済まないため、超過負担は保護者にさせていただくが、毎月1万円がコンスタントに支給されている。ただ、親というよりも、学校に支給され、その分1万円授業料が安くなるというような形で交付されているのがほとんどであると承知している。

ほかはないか。

よろしいか。

それでは、③、④は終了させていただく。

⑤ 「練馬こども園」の認定について

教育長

それでは、⑤の説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまのご説明につき、ご質問等あればお願いします。

教育長

よろしいか。
それでは、報告の⑤番を終わる。

⑥ 令和4年度練馬子ども議会の開催結果について

教育長

次に報告の⑥番の説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告事項について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

このテーマをそれぞれ聞いてみたいと思うが、1つだけ、③の「持続可能な社会に向けた食育の推進について」であるが、これに関してはどのような提案があったのか。

青少年課長

食育に関して、お子さんたちからいただいた提案としては、総合の時間に調べ学習で授業を行うだけでなく、自分たちで給食について調べるようなことをやりたい、一斉給食献立コンクールをやりたい、児童生徒たちと栄養士さんの交流を深める活動をやりたい、というような提案をいただいたところである。

仲山委員

実現できるかできないかに関しては、どこまで話が進んでいるのか。

青少年課長

現在、各所管課で検討をしている。今後、子ども議会報告書の中で、進捗状況やどんな形で進めていくのかを報告できるかと思っている。まず調べ学習等とか授業については学校のことがあると思う。それから一斉給食献立コンクールも学校のご理解をいただくような形になるかと思うが、我々としては、できるだけ所管課のほうに子供たちの提言を入れていただけるようお願いしているところである。

坂口委員

子ども議会の報告書はいつ頃できるのか。

青少年課長

現在、12月頃を予定しているところである。

教育長

ほかによろしいか。

それでは、先ほどの私の発言を修正させていただく。高等学校の無償化について、約1万円であると申し上げたが、東京都の助成制度がそれに加わり、都内においては、最大年間46万9,000円が支給されている。そのため、12か月で割ると、1月当たり約4万円が支給されるようになっている。国と都の補助ということで、2020年度から私立高校へも適用されたため、先ほど、私立も公立も1万円であるが、超過負担が私立の場合あると申し上げたが、都の補助金があったことにより、約4万円の授業料であれば、カバーができるということを修正させていただく。申し訳ない。

⑦ その他

教育長

それでは、⑦のその他に移る。

その他について、ご報告があるので、よろしく願います。

学務課長

私から令和5年度入学練馬区立中学校学校案内の配付についてご報告させていただく。

本日、委員の皆様方においては令和5年度入学練馬区立中学校学校案内を配付させていただきました。来年の4月に向けて、これから保護者、児童が進学先を選択するに当たり、中学校生活の概要や各学校の特徴をまとめた冊子を毎年発行しているものである。保護者、児童へは各小学校を通じて、または郵送にて配付している。今後、各児童には選択希望表を配付し、その後、希望が多かった場合には抽選等を実施し、4月の入学を迎えるという流れになっている。

ご報告は以上である。よろしく願います。

教育長

本件について、何かあるか。

よろしいか。

その他、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。現在のところほかにはない。

以上である。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上をもって、第17回教育委員会定例会を終了する。